

横浜市 健康管理（母子保健分野）システム標準化  
に関する情報提供依頼（RFI）

令和 4 年 12 月  
横浜市こども青少年局地域子育て支援課

## 目 次

1.	情報提供依頼の背景と目的	1
2.	用語	1
3.	本市の標準化の方向性とこれまでの取り組み	2
	（1） 標準化の方向性	2
	（2） これまでの取り組み	3
4.	情報提供依頼内容	4
5.	提供資料一覧	5
6.	情報提供要領	5
	（1） 実施手順・スケジュール	5
	（2） 情報提供依頼に関する質問方法	5
	（3） 提出物について	5
	（4） 提出方法	6
	（5） 情報提供依頼回答書に対するヒアリング	6
7.	留意事項	6

## 1. 情報提供依頼の背景と目的

現在、横浜市こども青少年局地域子育て支援課（以降、弊課）では、「地方公共団体情報システムの標準化基本方針に関する法律」、「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第 1.0 版】」及び「健康管理システム標準仕様書【第 1.0 版】」に基づき、標準準拠システムへの移行の検討を進めています。

本情報提供依頼（RFI）は、健康管理システム（母子保健分野）の標準準拠システムの調達にあたり、貴社が提供予定の標準準拠システムの機能や対応可否、制約条件などの情報をご提供いただくことを目的としています。

## 2. 用語

本書内で使用する用語は以下の通りです。

キーワード	説明
現行システム	現在稼働中の横浜市母子保健システム。横浜市では、母子保健システムは健康管理システムとしてがん検診・予防接種・母子保健・養育医療とは統合されておらず、母子保健分野にのみの独立したシステム。
次期システム	標準仕様書に準拠した健康管理（母子保健分野）システム。健康管理システムとして統合するかどうかは未定。
標準仕様書	健康管理システム標準仕様書【第 1.0 版】、および、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書【第 1.0 版】に記載の仕様。
標準準拠システム	標準仕様書に準じて構築されるシステム。
ガバメントクラウド	国が調達するクラウド環境。クラウド事業者は未定。
サブシステム	母子保健システムの関連システムである個別支援記録管理システム。個別支援記録管理システムは、支援やフォローが必要な母子の情報を管理するためのシステム。

### 3. 本市の標準化の方向性とこれまでの取り組み

#### (1) 標準化の方向性

##### ① 標準準拠システムへの移行

母子保健システムは、現行システムから標準準拠システムへの移行を予定しています。標準仕様書においては、母子保健業務は健康管理の1分野の位置付けですが、次期システムにおいて、健康管理全体を1つのシステムへ移行するか、がん検診・予防接種・母子保健・養育医療のそれぞれを別のシステムへ移行するかは現時点では未定です。一方、弊課の所管業務は養育医療を除く母子保健分野です。そのため、本情報提供依頼では、養育医療を除く母子保健分野（図1参照）を対象とします。

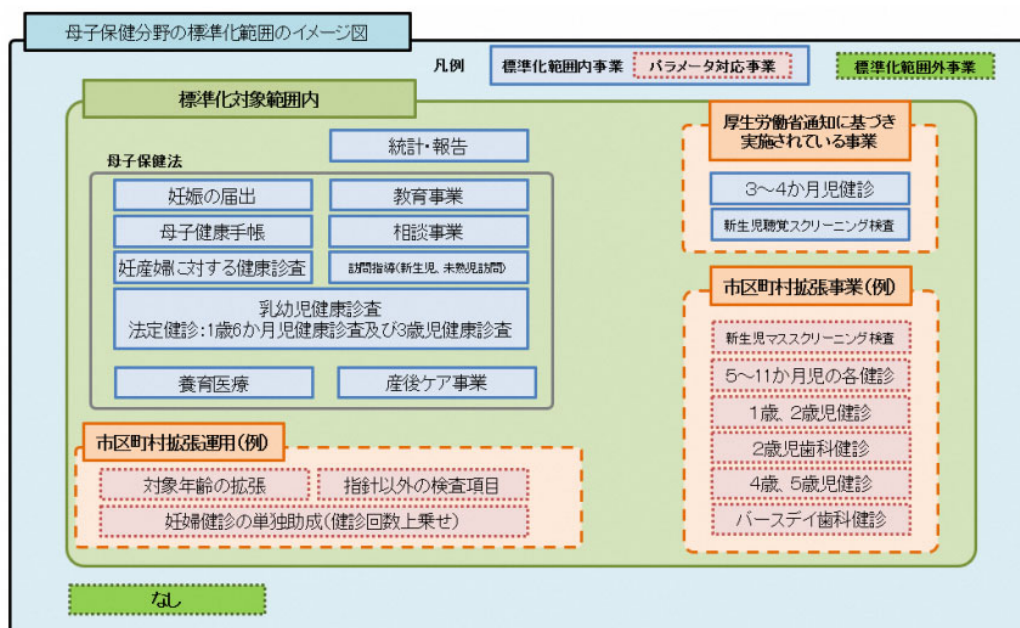


図1 健康管理システム（母子保健分野）機能範囲と標準化範囲のイメージ  
（健康管理システム標準仕様書【第1.0版】より抜粋）

##### ② ガバメントクラウドの利用

移行先となる標準準拠システムの環境は、国が提供するガバメントクラウドを利用して構築することを原則としています。しかし、性能面や経済合理性等を比較衡量して、ガバメントクラウドよりも総合的に優れていると判断できる環境が提案できる場合には、ガバメントクラウド以外を提案しても構いません。

##### ③ 移行スケジュール

スケジュールについては現在検討中ですが、現時点の想定スケジュールでは令和7年度までに移行完了を目指しています（図2参照）。しかし、現在、標準仕様の指定都市における課題の検討が行われており、今年度末に標準仕様書が改訂される可能性が高い状況を踏まえると、スケジュールを回答することが難しいことも承知しております。現時点の貴社の想定で構いませんので現実的に可能な時期・期間とその前提となる条件等をご回答ください。

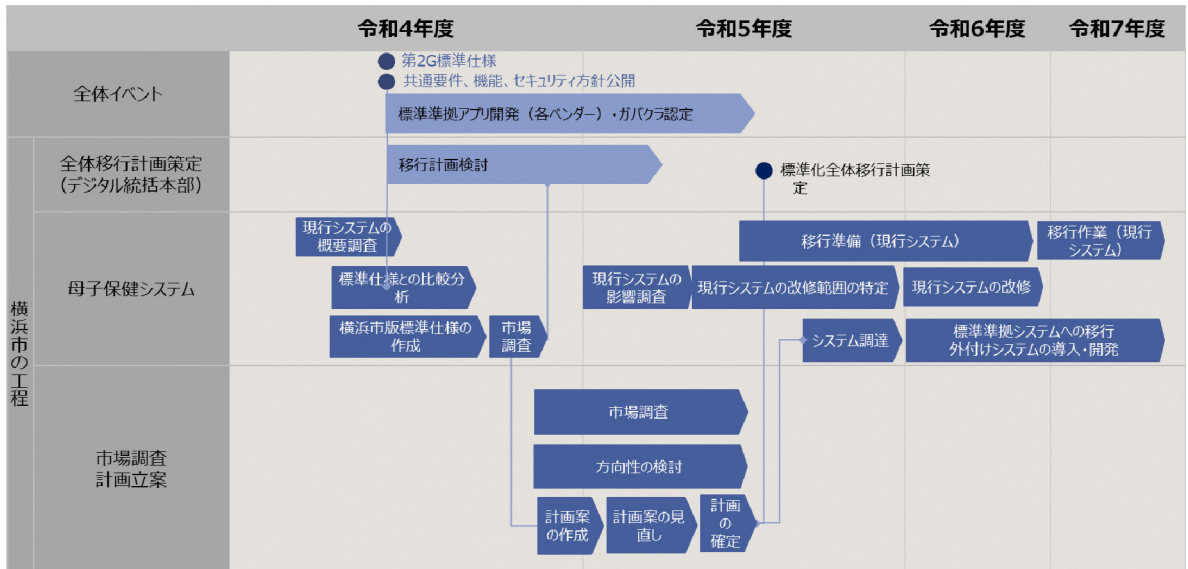


図 2 母子保健システム移行スケジュール（案）

(2) これまでの取り組み

国の自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書に従い、標準準拠システムへの移行を目指して、今年度は、1. 現行システム概要調査、2. 標準仕様書との比較分析（業務フロー・機能・帳票・データ・連携それぞれで差異と対応方法を検討）を実施してきました（図 3 参照）。

	対象				
	業務フロー	機能	帳票	データ	連携
1. 現行システム概要調査 <span style="float: right;">済</span>	業務フローの最新化	現行システム環境の基礎調査		現行データ・連携調査	
2. 標準仕様との比較分析 <span style="float: right;">済</span>	比較分析	比較分析		比較分析	
	対応方法検討	対応方法検討		対応方法検討	
3. 横浜市標準仕様の作成	新業務フロー作成	新機能・帳票仕様案作成		新データ・連携仕様案作成	
	確認	確認		確認	

図 3 これまでの取り組み

#### 4. 情報提供依頼内容

以下の内容について、情報提供を依頼します。

No.	情報提供依頼内容	内容・前提事項	回答様式
1	貴社製品の概要	貴社製品の特長やシステム構成・画面イメージ・概要が分かる資料をご提示ください。母子保健システムの地方公共団体への導入実績をご提示ください。	自由形式
2	導入スケジュール	導入のスケジュールをご提案ください。具体的な日程を提示することが難しい場合は、開始からの相対的な月数での作業工程でも構いません。その場合の前提とする条件等も明記ください。	自由形式
3	横浜市事業に対する適合性	横浜市の現行母子保健システムで対応している標準準拠外の業務（独自施策業務）の貴社製品の適合性をご回答ください。また、標準仕様書では共通機能として記載されている、以下の機能の対応状況をご回答ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ EUC 機能</li> <li>・ 帳票作成機能</li> <li>・ バッチ機能</li> <li>・ 外部サービスとの連携</li> <li>・ 印刷機能</li> <li>・ 職員認証</li> </ul>	【様式 1】
4	標準仕様に対する適合性	標準仕様に対する貴社製品の適合性をご回答ください。標準準拠システムの実装必須機能に関しては実装されることを前提としているため省略しています。実装オプション機能に関して貴社製品の対応状況をご回答ください。特に、【様式 2】の I 列「見解」欄に赤字で記載している項目については詳細な対応状況の回答を期待しています。赤字の項目は、標準仕様に記載がない機能ですが、横浜市では対応必須の機能です。	【様式 2】
5	費用見積り	概算費用をご提示いただくことが可能な場合は、ご回答ください。	【様式 3】

## 5. 提供資料一覧

RFI に関して本市から提供する資料は以下のとおりです。

資料名 (例)	説明
情報提供依頼書	本資料
【別紙 1】 母子保健システム俯瞰図 (現行)	現行システムの参考情報
【様式 1】 回答書 (横浜市事業に対する適合性)	貴社からの回答をご記入いただく書式 (横浜市事業に対する適合性の回答)
【様式 2】 回答書 (標準仕様に対する適合性)	貴社からの回答をご記入いただく書式 (標準仕様に対する適合性の回答)
【様式 3】 概算見積もり (標準準拠システム)	標準準拠システム導入に対する概算見積もりをご 記入いただく書式
【様式 4】 質問票	貴社から質問がある場合にご記入いただく書式

## 6. 情報提供要領

### (1) 実施手順・スケジュール

#### ① 情報提供依頼に関する質問事項の受付期間

令和 4 年 12 月 20 日 (火) 17 : 00 まで

#### ② 情報提供依頼回答書の提出期限

令和 5 年 1 月 13 日 (金) 17 : 00 まで

### (2) 情報提供依頼に関する質問方法

不明点等の質問事項は、様式 4「質問票」に記入し、本文書の最後に示す連絡先に電子メールで送付してください。

来庁又はお電話による質問に対してはお答えできかねますので、ご了承ください。

情報提供基準の均質化を図る観点から、いただいた質問事項とその回答は、集約した上で情報提供依頼に参加している各社に共有することがあります。

### (3) 提出物について

#### ① 様式について

情報提供依頼回答書は、様式 1~2 に記入の上、ご提出ください。様式 1~2 に書ききれない場合や図表を用いた提案を提出いただける場合は、任意の様式でも結構です。自由形式での回答の電子データは、Word2016、Excel2016、PowerPoint2016、Acrobat Reader のいずれかで開くことのできる形式で作成してください。

## ② 注意事項

用語、表現は一般的に使用されているものを用い、可能な限りシステム管理業務経験のない一般職員でも理解可能な平易な表現を使用してください。専門用語を使用しなければ説明できない場合には、注釈をつけてください。貴社独自の開発技法・製品を用いる場合には、平易な表現による注記をつけてください。

## (4) 提出方法

情報提供依頼回答書は、期日までに本文書の最後に示す連絡先のメールアドレス宛てに提出をお願いします。

## (5) 情報提供依頼回答書に対するヒアリング

提出していただいた情報提供依頼回答書につきましては、本市職員及び本業務に関する支援業務の受託事業者にて点検させていただき、その内容について必要に応じてヒアリングをさせていただく場合がございますので、ご協力の程よろしく申し上げます。

## 7. 留意事項

- ・ 今回の情報提供依頼に際し、今後の調達等において特に優遇または不利な取り扱いが行われることはありません。
- ・ 今回の依頼に関して発生する費用は、情報提供者にて負担してください。
- ・ 提出された情報は、地方公共団体情報システム標準化対応において、横浜市庁内の調整や国への状況報告・課題報告のための説明資料に一部利用させていただく場合があります。
- ・ 本 RFI に伴って配布している資料には一部秘密情報が含まれますので、取り扱いには十分に留意し、本 RFI に関する作業以外には使用できないこととします。
- ・ 提出された資料は返却しません。

《お問い合わせ先》

〒231-0005

横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

横浜市こども青少年局地域子育て支援課

山本・長澤・沖

電子メール [kd-oyakohoken@city.yokohama.jp](mailto:kd-oyakohoken@city.yokohama.jp)